

第5章 関係機関との連携

人材育成

- ① 地域における人材育成は、公共職業訓練、求職者支援訓練による公的な職業訓練のほか、企業等における人材育成や労働者の自己啓発も含めて多岐にわたる担い手により行われています。
- ② 県内には、公共職業訓練を行う施設として高等技術専門校と機構が運営するポリテクセンターがあり、役割分担や情報共有を図りながら職業訓練を実施しています。
- ③ また、公共職業訓練や求職者支援訓練では民間教育訓練機関を活用した職業訓練も行っており、多様な分野で質の高い職業訓練を提供するうえで民間教育訓練機関は重要な役割を果たすこととなります。
- ④ 公的な職業訓練を実施するにあたっては、地域のニーズを踏まえる必要があり、ハローワークで把握している求人ニーズ・職業訓練ニーズの情報を十分に活用していくことが重要です。
- ⑤ 公的機関によらない企業等の人材育成や労働者の自己啓発に対しては、その促進のために国が様々な助成金制度等を整備しており、活用に向けて県が「つなぎ」の役割を果たすことも重要です。
- ⑥ 県内での人材育成を充実させるため、国（労働局・公共職業安定所）、機構、民間教育訓練機関、高校・大学等の教育機関及び関係団体等と連携して各施策に取り組んでいきます。

技能の振興

- ① 技能検定の普及や技能尊重気運の醸成など技能の振興にあたっては、職業能力開発促進法に基づいて設置されている「奈良県職業能力開発協会」や、県内の各種技能士会によって組織された「奈良県技能士会連合会」と連携して取り組んでいきます。